



徳川慶喜と江戸革命

蓮沼, 啓介

(Citation)

神戸法學雑誌, 76(1):125-148

(Issue Date)

2026-06-29

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100504902>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100504902>



神戸法学雑誌第七十六巻第一号二〇二六年六月

徳川慶喜と江戸革命

蓮 沼 啓 介

徳川慶喜は慶応三年九月二十一日に御池通神泉苑町にあった若州屋敷から二条城に居を移した。恐らく前日の二十日中に政権奉帰の決断を下したからである。寺村左膳の手記にこう見える。

(九月)二十日永井玄蕃頭殿より象二郎を御呼立に相成、罷出候处…此度土州建言之筋も有之趣相聞候。成丈早々差出候様被仰聞候。
土佐藩からの建白書を早く出して欲しいという要望が永井尚志から後藤象二郎に伝えられたという。これは催促に近い働き掛けである。

世にいう大政奉還の始まりである。大政奉還には二種類の形があった。朝廷中心の大政奉還と朝廷起源の大政奉還である。

朝廷中心の大政奉還論を編み出したのは坂本龍馬である。坂本は大久保忠寛に面会を求め却って大久保に説得されてしまったのであるが、この面会を通して坂本は大政奉還を思い付くに至るのである。大久保忠寛から横井小楠に宛てた書状がある。

土州有志過日五人拙宅へ参候儀に付略承唯々嘆息極候へ共其来人中坂本龍馬沢村惣之丞両人は大道可解人哉と見受話中に被刺覚悟に懷相開公明正大之道は此外有之間敷と素意之趣話出候处兩人丈は手を打計りに解得候に付さらは早々上京之上何とか可尽力と話候处及丈は尽死力見可申候間春嶽様へも御一封申聞候に付兼て御存知之事には候へ共尚愚論相認当月三日龍馬出立に托上候。尚決して御見捨無之様为国幾重にも冀候。龍馬は御国許迄

も罷出是非正大之所を以て御出勤御進め可申上候と申居候云々（文久三年四月六日付書簡）

土佐勤王党の五人が押しかけてきたので参ったが、中に坂本龍馬と沢村惣之丞の二人は話がわかりそうだと踏んで胸を刺される覚悟の上で胸襟を開いて持論を伝えたところ、手を打たんばかりに理解し納得してくれた。それでは上京して力を尽くしてくれと勧めたところ、春嶽様へも一筆お願いしたいと逆に頼まれたので、かねてよりご存じの事ばかりではあるものの念のために「愚論」を書いて、今月三日に出発する予定の龍馬に手渡ししてある。どうぞお見捨てなきよう、お国のためなので幾重にも心からお願いいたす。龍馬は越前まで出向くのでお引き立て頂ければ有り難いと願っている。

大久保忠寛は松平春嶽に一筆認め、更に横井小楠にも一筆送ることとし、坂本龍馬に春嶽宛の書簡を托したことが分かる。

松平春嶽に送った書簡の一節に次の様にある。

徳川家は御職御辞之御事御実意より被仰上駿遠三御旧国丈にても御願一方之御武備御勤可被遊外有之間敷存候（文久三年四月二日付）

政権を投げ出し、関東お切り込みの以前に戻って駿河遠江三河の古巣へ帰るといふ策である。足利時代の今川家のような大名になるという考えである。⁽¹⁾

坂本龍馬は大久保忠寛の説く政権投げ出しの策を面白いと捉え、自分は徳川

-
- (1) 大久保忠寛の策は大政奉還論ではない。大久保忠寛は政権を投げ出す事を企てているだけで、政権の受け手についてはまだ考えがまとまっていないからである。坂本龍馬がこの策を引き継いで受け皿を作り出したわけである。ところが松平春嶽は大久保忠寛の策を大政奉還論であると理解した。恐らくは横井小楠も同様であった。それは坂本龍馬から色々な話を聞いたため、どこまでが大久保忠寛の説でありどこからが龍馬が付け足したものなのか、判明しにくかったからである。「衆役人満座大笑しとてもできない相談なりといへり」（逸事史補）大久保忠寛の政権投げ出し論を聞いた徳川家の役人たちが出来ない相談だと笑い飛ばしているのは、江戸をはじめとする関八州の始末が付く筈がないと直感していたからであろう。徳川家の当主を描いて他の誰かに公方様が勤まる筈がない。これが大方の見立てであったし、徳川家という名門の家来衆の自負でもあった。

家が投げ出した政権を拾いに行くという秘策を思いついたわけである。土佐一国ではとても政権は担い切れないので、朝廷を中心に据えて政権の受け皿を作り出す事を思いついたということである。大政奉還とはいわば政権のキャッチボールであった。その上で土佐の持論である議事院の設立を果たす。これが坂本龍馬の了見であった。

一方で朝廷起源の大政奉還論を唱えたのは西周助である。起源は出発点である。

伊達宗城の『伊達宗城在京日記』慶応三年七月八日条にこう見える。

○西周助和蘭留学中、万国通法和解いたし呈幕、即□…□皇国立国之論、議事院等之建白、幕采用ニモ可相成模様候処不被行、当時仏学御相手、且調物御用而已繁多、失本意居候序ニ後藤話もスル、何分方今実行六ヶ敷可有之と申合居候（日本史籍協会叢書本549頁）。

伊達宗城はこの話をいつどこで誰から聞いたのか。七月三日に後藤象二郎が京都から土佐に帰国することを聞きつけた永井尚志が伊達宗城を誘って三日の夕方に三人で送別会を開いたが、そのときの話が要領良く的確に纏められて七月四日の日記に書き残されている。土佐藩の動向とか後藤の考えとか武力討伐論への対処とかが話題に上がっている。

日記によれば伊達宗城は腹痛のため七夕の行事を欠席したが、その翌日である八日の夕方に小松帯刀と面会している。この面会に先立って浮いた時間に三日の送別会の席で聞いた西周助に関する話を思い出して八日の日記に記事として書き留めたものであろう。

「西周助和蘭留学中、万国通法和解いたし呈幕、即」「皇国立国之論、議事院等之建白」の箇所は伊達宗城が永井尚志から聞いた話であろう。西周助は恐らくは卯六月中に建白書を永井に差し出した。このことを永井が二人に話したものであろう。これに続く「幕采用ニモ可相成模様候処不被行、当時仏学御相手、且調物御用而已繁多、失本意居候序ニ後藤話スル、何分方今実行六ヶ敷可有之と申合居候」の箇所は後藤象二郎が話した処であろう。西周助の建白を採用するのかと思っていたところ実行されなかったのが意外だったと後藤は事の

難しさを嘯みしめている訳である。当面は西の仕事は「仏学御相手」言い換えれば「仏語御稽古」と「調物御用」つまり「政庁之翻訳御用」に限られていたので、西としては政治に参画するという本来の決意とは程遠いことばかりで本意を失っていたのであるが、そこで事の序でに後藤とも話をする仲になって見ると、結局二人揃って「議事院等」の設立は「方今」現時点では実行は難しいという点で意見が一致してしまったという事の様である。

伊達宗城が七月八日に西周助のことを思い起こしたのは兵庫開港という切迫した課題に直面する上で、万国公法に関する知識は有力な武器になると感じていたからであろう。尤も西は留学中には畢洒林による万国公法の講義をそのまま筆録しただけであって、「和解」は帰国ののちに行っているのです、ここは伊達宗城の認識がやや正確さを欠いている様に見えるところである。或いは丁韞良の漢訳した万国公法に帰国の船旅の徒然に任せて訓点を振ったことを言っているのかも知れない。

「当時仏学御相手、且調物御用而已繁多」と見えるが、これは西が奥詰を命じられてからのちの仕事振りの様子である。「失本意居候」とあるが、西は慶応三年四月二十六日付の津田真道宛の書簡の中で「毫もホリチーキに相関すること」がないので物足りないと不満を漏らしている⁽²⁾。

ところで「皇国立国論」とはどのようなものか。これは西の持論である政教分離に立つ国制構想であろう。西は天皇は宗教勢力の長であると捉え、これに対して政治勢力の長は公方であると位置づけ、政治と宗教の分離と独立を実現する「立国」を企てていたことは確実である。大君が日本を統治する。こうした立国であったに違いない。或いは大政奉還とかそれに続く列侯会議の開催とか議題原案の選定といった政策実施の手順や方針についても既に論じていた公

(2) 詳しくは旧全集第二巻解説及び蓮沼啓介「百一新論の成立事情」（同『西周に於ける哲学の成立』有斐閣、所収）同「西周稿本目録解題——春の部——」神戸法学雑誌57巻4号、2010年3月号。42～43頁を参照されたい。因みに拙稿の引用箇所には「朱本意居候」とあるが「朱」は「失」の間違いである。正しくは「失本意居候」である。ここで誤植を訂正しておきたい。

算が高い。永井尚志に話したものであろう。

次に「議事院等の建白」とは何か。これは上下両院の構想であろう。上院は大名を議員とする。下院は各藩から選ばれた藩士を議員とする。これが西の考える議会の構成である。しかも議会は全体としては一体である。こうした国制を目指すという建白を西周助は卯六月に永井尚志に宛てて提出したということである。西の提言は議会の構成などは極めて地についた現実的な意見であった。だから後藤象二郎などはこれならば、幕府つまり徳川方が実際に採用するのではないかと予測したのであるが、実際にはそうはならなかった。禁裏御所の内部に列侯会議の開催や議事院の設立に対する強い反対派が潜んでいることに後藤は気づいてはいなかったのである。

こうした反対派を突き崩すには大政奉還が必要かつ不可欠であった。一旦政権を朝廷方に返して再び政権担当の委任を取り付けるのでなければ、こうした改革は実行できないという事である。

ともあれ西周の大政奉還論は朝廷を起源としながら大君を日本の国王に据えるものであった。永井尚志にとっては頼もしい限りの立論であったろう。大政奉還の後に再び徳川家の当主が大君として日本を統治する道が開かれる。列侯会議が開かれれば、十分に勝ち目がある。やがて九月に入って土佐藩から大政奉還の建白書が提出されるという話が届いて来る。

徳川慶喜にその話をすると西の提案があるから、大政奉還に応じて良いという決断が下される。こうして徳川方が建白書の提出を促すに至るのである。

土佐藩の建白の要は朝廷中心の改革である。

「一、天下ノ大政ヲ議定スル全権ハ□…□朝廷ニ在リ、乃我□…□皇国ノ制度法則万機必ス京師ノ議政所ヨリ出ツヘシ」

これに対抗する朝廷起源の改革案が別にある。西周案である。

西周文書に議題草案という文書がある。議題草案は上書と別紙からなる。

関連する記事が西の自叙伝に見える。

十月（慶応三年）十三日ニ至リ俄カニ表ヨリ召命アリ、何事ニヤト登城スレバ大広間ニ召スナリ、時ニ將軍家ハ大広間ノ上段ノ間ノ敷居際マテ迫リ

出テ、著御サセ玉ヒ其直下ニ一士人アリテ俯伏シ何カ陳スルナリ（中略）
 跡ニテ聞ケバ其士人ハ薩州ノ家老小松帯刀ナリト、此夕方復召命アリ、此
 度ハ奥ヘハ還御ナク大広間ノ廊下ニ障子屏風ヲ立テ、四方ヲ囲ミ、小廬様
 ノ者トナシ、其中ニ座ハシテ中ニ入レヨトノ命アリ、殊ニ接迫ナレト已ム
 ヲ得ス入りテ俯伏スレハ、英国ノ議院ノ事ナト三権ノ分別ナト問ヒ玉フナ
 リ、即チ概略ヲ申シ上ケ、猶記シテ上ラントテ退出シテ家ニ還リ其夜認メ
 了リ翌朝之ヲ上ツリタリ云々⁽³⁾

西が徳川慶喜に十月十四日の朝提出した上書と卯十一月とある議題草案の関係が問題であるが、二つは概説と細説の関係にあったに違いない。言い換えれば第一草案と第二草案という関係にあったものであろう。十月十四日に提出した上書を今仮に議事草案と呼ぶことにしよう。議事草案は議題草案と同様に上の部分と別紙からなっていた公算が高い。議題草案の上書の始まりである「頃者一二雄藩時務之策ヲ奉リ併ニ其家臣蒙 召対候而建言仕王政復古併ニ洋制斟酌等之義相候」の箇所は既に議事草案の上書の一文をそのまま再録した公算が高い。議事草案では恐らくはこの一文に続いて大政を奉還すべきことや列侯会議を開催して別紙に付した議案を提案し審議を重ねて決定に至るという方針が既に盛り込まれていた模様である。徳川慶喜はそれを一読して我が意を得たりとばかりに心置きなく大政奉還の決断を下したのではなかったか。

別紙議題草案の始まりの箇所では三権の分別とその相関が簡潔に説かれているが、この箇所はもともと第一草案の文章を踏襲したものと推算される。これは十月十三日の夕方に慶喜から直々に質問された三権の分別について、簡潔に解説した文章である。「其夜認メ了リ」その夜のうちに書き上げたという。

議事草案別紙の概略を試みに復元して見よう。

-
- (3) 「予、過日、小松帯刀、後藤象二郎ニ面会セル期、後藤象二郎ノ譚ヲ聞クニ、果タシテ英国議事ノ制法上下院ヲ建テ、海内海外ノ事件ヲ商議シタルニ模擬セル趣アリ。就之議事乃法則如何ナル歟ヲ西修輔ニ問フ」（史談会速記録第二百五十二輯英国議事院制度之問書）徳川慶喜は後藤象二郎の申し立てに触発されて西周助に「英国ノ議院ノ事」などを問いかけたことが判明する。

「西洋にて当時諸国共官制之要と致し候は三権之別ニ有之、是ハ享保年間、仏国之大儒モンテスキウ之發明ニ有之候処、近世は専ら是を官制之要と致候。西洋官制之義は三権之別を主と致候事ニ而、法ヲ立候権は、法ヲ行候権と、又法ヲ守候権は無之、法ヲ行候権は、法ヲ立候権と法ヲ守候権とは無之、法ヲ守候権は、法ヲ立候権と法ヲ行候権とは無之、三権共皆独立不相倚候故、私曲自ら難行、三権各其任ヲ尽候事、制度之大眼目ニ有之候、右三権之別、此方ニ而從來一手ニ出候事故、今俄ニ是ニ倣候義は難相成義ニ有之候得共、今議政院相立、是ニ立法之権ありて、兼而行法之権相属候而ハ所謂虎ニ翼ニ而有之、專壇縦肆後患如何共難測義ニ有之候得は、姑く右洋法ニ準シ、守法之権を姑く相混候と共、立法行法之権ヲ相判し、議政院は全国立法之権と相定め□…□公方様政府は全国行法之権と相定め、守法之権は今暫之所、各国行法の権内ニ兼候事」

「右ニ付其配当左之通

- 一 土地經界之儀は現今之通たるへき事
- 一 禁裏之権の事
- 一 政府之権の事

政府即チ全国之公府は□…□公方様即チ徳川家時之御当代を奉尊奉而是か元首となし、行法之権は悉く此権ニ属候事

- 一 大名之権、即チ議政院之権之事」

以上第一草案の別紙を試みに復元して見た。

「翌朝之ヲ上ツリタリ」十月十四日の朝、西はこれを奉っている。

徳川慶喜には会心の策であつた模様である。大政奉還の上奏には「政権一途出不申候而者綱紀難立候間從來の旧習を改め政権を朝廷ニ奉歸広く天下の公議を尽し聖断を仰ぎ同心協力共に皇国を保護仕候得ば必ず海外万国と可並立候」とある。

明くる十月十五日に上奏は早々と聞き届けられた。

慶喜は西に更なる注文を付け細部の作成を命じ西がそうした指示に答えて十一月に入って第二草案を起草して慶喜に上奏した。これを受けて徳川慶喜は側近の平山敬忠を京の都に呼び寄せて、議題草案を実行に移す企画役に抜擢し

たのでは無かったか。平山敬忠は当時若年寄並であり外国惣奉行を兼務していた。平山が京に着いたのは十二月朔日である。

徳川慶喜は平山敬忠に議題草案を渡して、実行の用意をさせた。平山は別紙議題草案を一読して朱点を付した上で、西に西洋の官職について解説を求めたところ、西は『泰西官制説略』を書き上げて平山に送った（写本の一本が後に西家に寄贈された）。ところが十二月九日には王政復古の大号令が発され、徳川方は大坂への退去を余儀なくされた。議題草案はかくて平山敬忠の手もとに残ることとなった。

「此間中差出候英制略考」とあるように十月十四日の上書の後に、新たに「英制略考」⁽⁴⁾を差し出して十三日に徳川慶喜の諮問を受けたものの十分な説明が果たせなかった「英国ノ議院ノ事ナト」⁽⁵⁾について答えとした事情が判明する。

徳川慶喜はこの答えを読み込んで、更に自分の配慮を加えて色々な注文をつけたと推定される。例えば、大君が上院の議長となり両院の合同会議の場面では「一当三之権」を持つといった構成は西一人では考え出せない工夫であろう。因みに「一当三」の権というのは一人で三票の投票権を持つといった制度ではなくて、上下両院の議決が分離した際にどちらかを選択して決定に導く巨大な権限であろうと推算される。公府と上院と下院の三権を一人で束ねるといった権限である。「英制略考」に英国では下院（の議長）が議会の実権を握っているところを知って徳川慶喜はそれならば日本では自分が上院議長になって議会の実権を掌握するのが都合がいいと判断を下し、上院と下院が対立した時には自分が決裁権を持つ制度である「一当三」の権を考案したものであろう。

西周助が卯六月に行った建白が力強い味方になる。永井尚志がそれを平易に

(4) 西周文書に残された「泰西官制説略」を見れば蘭仏英米の制度を略説する草稿であることは明らかである。『英制略考』はその内の英国の制度の部分だけを書き出した草稿であると推算されるところである。

(5) 因みに「家臣共申立候洋制斟酌之義」とは始まりの箇所にある雄藩の「其家臣共」のことであって徳川慶喜の家臣のことではない。「王政復古」を唱えたところがあるが、これは大政奉還を唱えた小松帯刀や後藤象二郎のことであるし、「洋制斟酌之義」を唱えたところのは後藤象二郎や坂本龍馬のことである。

解説する。

徳川慶喜の志は決まった。

禁裏の権と政府の権をキッパリと分つ。その上で自ら君主として日本の国に君臨する。

かくて慶応三年十月二十四日には將軍職まで辞すという決断を下す。「將軍職御辞退奉申上度」征夷大將軍という由緒正しい歴史的な官職を放棄し、そこから離脱して、歴史という過去から自由になる。大君として君臨する。新たな制度構想を我がものとしたからこそこうした歴史的な決断も可能となる。神君家康の再来である。作為の論理の真骨頂である。

議題草案の出番が来た。⁽⁶⁾

議題草案が起草された時点は慶応三年十一月の中旬であろうか。⁽⁷⁾

「辞將軍職之事被聞召候事」將軍職辞任が正式に認められたのは十二月九日のことであった(尾佐竹猛「大政奉還の意義」、同『日本憲政史論集』所収、47頁)。

この日王政復古の大号令が發布された。続いて辞官納地という無理難題が徳川方に突きつけられた。徳川慶喜はこの言いがかりに対してまずは徳川家のご威光を以て対抗を図った。徳川方の大軍で押し寄せれば、薩長は臆して退却すると踏んで、その勢いで禁裏御所に乗り込み、列侯会議開催の裁可を得た上で、二条城において列侯会議を開催して議題草案を審議し採決して、改めて天皇の裁可を受ける。こうした思惑であったに違いない。

だが鳥羽伏見の戦いで一敗地に見えるや、上手に負けることに方針を転換する。徳川慶喜恐るべし。辞官納地という要求を換骨奪胎して江戸革命という秘策に読み替えてしまうのである。その逃げ足の速さは天下一品であった。

-
- (6) 慶応三年十一月十七日に徳川慶喜と各藩に宛てて第七号の詔勅が発されている。議題草案はこの詔勅に応答するものではあるまいか。なお後考を俟ちたい。『法令全書 第七号布告』参照。
- (7) これまでの研究では、伊達宗城の日記の日付の考証が不足していて、西の建白書の位置付けが遅れたため、大政奉還をめぐる幕末政局の激しさがすっかり見落されてしまっていた模様である。

江戸で何をする積もりであったのか。徳川の世に終止符を打つ。これが徳川慶喜が江戸で最後に実行したことである。東京時代と呼び寄せる。東京時代を切り開く。東京を日本の首都にする。江戸をさらに発展させる。日本を英国の様な強国にする突破口を切り開いたのである。

それを証する事実がある。

奥医師であった松本良順の話である。甥である林若樹よりの聞き取りであるし、三田村鳶魚と尾佐竹猛が別々に聞いているからまず間違いのないところである。

薩摩の御用泥棒と呼ばれた薩摩藩の悪事の一件である。白昼公然と強盗や暗殺を実行した。江戸の治安を攪乱して徳川方の武家を激昂させ、鳥羽伏見の戦いのきっかけとなる薩摩屋敷の焼き討ちを招いた。恐らくは西郷隆盛の陰謀である。

この折に奥医師であった松本良順は薩摩方が穢多をけしかけて暴動を起こそうとしているという風聞を聞きつけ、それは大変なことになると心配して当時穢多頭弾左衛門の父親がたまたま病気であったので破格の診療を試み有めにかかった。更に平人への身分の格上げを願い出るように促したという話である。松本良順は新撰組の近藤勇や老中立花出雲守と計って、大坂より敗走してきた徳川慶喜にこのことを上申したところ、明日より実行せよという返事であったという。徳川慶喜が江戸城に入ったのは正月十二日のことであるが、翌十三日付の弾左衛門宛の達しが残っている⁽⁸⁾

老中稲葉美濃守から弾左衛門へ達し。

慶応四年正月十三日申渡

(8) 尾佐竹1999、77頁以下の引用を出典とし、そこから再現した。なお本稿に掲げる資料のうち出典の記載がないものは尾佐竹の引用をそのまま用いたものである。卓越した資料の蒐集で知られた尾佐竹の論文を資料集の如くに利用するという試みである。なお北町奉行小出秀実からの申し渡しも参照されたい。『差別の諸相 日本近代思想大系22』岩波書店、1990。69頁。

弾左衛門

其方儀、御入国以来。先祖弾左衛門より数代連綿と相続罷在、平素御用品上納、仕置物御用、無滞相勤、兼々出精致し、且去る寅年、牢屋敷焼失之節、其方囲内牢屋へ囚人預遣し候砌、累年御用被仰付候冥加之程を存、自分入費を以手厚く取賄ひ致し、其上去る寅年、長防御征伐に付、配下之者共農夫に替え、戦地人足御遣方之儀申渡候処、強壯之者相撰び、五百人御雇上げ相願、遠路之戦地へ立越候儀に付、家族共養育方取計遣し、其方儀も出張差配致度相願、奇特之筋には候得共、急御用も可有之、差止候処、手代共の内人選致し、名代に差出、上坂致し、無滞相勤、今般配下之者共、銃隊取立之儀相糺候処、一大隊之人数可差出旨御請致し、差向百人相選、小隊業前熟練致候迄は、自分入用を以雑費支払、非常之節御奉公相勤度申立、奇特之至、鎌倉以来由緒茂正敷義に付、出格之詔を以て身分平人に被仰付、是迄の通り御仕置者並びに支配筋引受等申付候間、難有可存。

正月二十日には町年寄へ次の申渡しが行われている。

今度段左衛門身分、平人に御引上相成候間、為心得町中へ可申渡置事。

江戸の町中に身分の格上げがあったことを心得るように申し渡しが実行されている。段とあって弾の身分が一段上がっていることが分かりやすく示されている。

二月五日には小笠原壱岐守より町奉行に次の達しが出されている。

弾内記より内願之趣も有之に付、手下之者共穢多の称は相止、扱筋の儀は是迄之通取扱候様、可申渡候事。

「手下之者共」とあるが直接の配下である数十人だけでなく弾左衛門の支配下に置かれた関八州の底辺身分の村人たち全員を暗に含む達しである。餌取を穢れ多

きものと見下げ見下す積年の悪習を打ち切り偏見を一掃せよという達しである。

弾内記の願いが叶い始めたのである。

だが二月に入ると徳川慶喜は謹慎して上野の寛永寺に蟄居することとなる。

新政府は一体どのような勢力なのか。不安が募る。

そこに五箇条の盟約の報が届く。

慶応四年閏四月江戸発行の「中外新聞」外篇卷之八に次の記事が載る。いま盟約の部分⁽⁹⁾を引用する。

(前略) 次日約書の写しを以て天下に布告す。

盟 約

列侯会議を興し万機公論に決すべし

官武一途庶民に至る迄各其志を遂げて人心をして倦まざらしむるを欲す

上下心を一にして盛んに経綸を行ふべし

知識を世界に求め大に皇基を振起すべし

徴士期限を以て賢才に譲るべし

右の條々公平簡易に基き朕列侯庶民協力唯我日本を保全するを要とす。盟を立つる事如斯背く勿れ

年 月 日

御諱

総裁

名印

議定諸侯

同

列 侯

同

庶民への呼びかけが著しく目立つ案文である。庶民になって日も浅い弾内記にとって目を見張る内容の盟約の案文である。御一新の時がついにやって来たのかもしれない。はやる思いを抑えながら、弾改め矢野内記は新政府にお伺いを

(9) 尾佐竹猛 1937『日本憲政史論集』育生社。(復刻宗高書房 1979) 80頁。

提出する。

弾内記からの伺いはこうである。

慶応四年閏四月二十四日幕府御目付

美濃守殿へ相伺

弾左衛門事改名矢野内記

其方儀、御入国以来。先祖弾左衛門より数代連綿と相打続罷在、平素御用品上納、仕置物等御用、（ 中略 ） 鎌倉以来由緒茂正敷義に付、出格之訳を以て身分平人に被仰付、是迄の通り御仕置もの並びに支配筋引受等申付候間、難有可存、右申渡之趣証文申付之。

正月十三日付けの「申渡」の内容を確認してもらうために「幕府御目付美濃守殿」の後任にあたる新しい管轄の部局はどこなのか、探りを入れる伺いである。

新政府の回答はこうであった。

弾内記

右者、市政裁判所附に被仰付、家業之儀も是迄の通可相心得事。

辰五月（慶応四年五月二十八日）

新政府内部の管轄では市政裁判所が新しい担当の部局であることが弾内記に通告された。家業の特権もそのまま認められ、伺い通りに庶民の仲間入りが新政府にも認められた形である。この辞令によって積年の身分差別が江戸では全廃されたわけである。⁽¹¹⁾

-
- (10) 町奉行所の権限を受け継いだ、新政府（大総督府）の元に置かれた鎮台に設けられた部局である。「裁判所」という名称は京都の新政府の直接の指揮下にある役所について新政府が用いた名称である。以前の奉行所に当たる名称であり司法に特化した部局ではない。
- (11) 尾佐竹は「右の英断も有耶無耶になり」（同 81 頁）というが、完全な資料の誤読である。徳川慶喜による「未曾有の英断」（同）はそのまま新政府に引き継がれているからである。伺いの趣も「家業之儀」も「是迄の通」であると認めら

全国的なその実現は廃藩置県の実行を待って初めて可能となったことは周知

れているからである。長吏頭弾左衛門の支配下にあった関八州の底辺身分の住人の全員が平人に昇格が認められたということである。

加藤弘之は明治二年四月に「非人穢多御廃止之議」を公議所に提出しているが、これは「旧幕府」の英断を更に一方で「非人」にも拡大し他方で全国に拡大することを企て図る提案である。(加藤は時に会計官権判事であったが、東京を治める鎮将府に置かれた会計局は前の民政裁判所であって元々は勘定奉行の権限を引き継ぐその後継たる役所であるから、会計官も勘定という意味合いの主に公金を管理する理財ともいう会計部局ではなかろうか。)

この提案に先立ち制度取調掛の森有礼から「御国体之儀ニ付、問題四条」が提出された。大名領と政府直轄地が混在する現状をどうするのが良いか諸藩の意見を尋ねる問題提起である。五月に入って連名の答申が出された。多数の藩は現状維持が希望であったから、加藤弘之の提議はまだ実行の段階ではないとみなされ先送りされてしまった模様である。

因みに尾佐竹猛は大江卓の論文に対して原伝蔵が異議を唱えたと解しているが、不足を補っただけであるから、これは尾佐竹の誤解である。「未曾有の英断」も「有耶無耶になり」という尾佐竹の独断から出発するとうこうした推論の結論に至ることはよく分かるが、東京府では既に実行された身分差別の撤廃を全国に拡大せんとする加藤の提案について、森有礼の諮問に対する各藩の返答を見る限り時期尚早であると誰もが判断するに至ったという経緯について、こうした独断に立つと何もかも不明になってしまうのほかはない。大江卓「絵多比人の称号廃止の顛末を述べて其の起源に及ぶ」民族と歴史、第二巻第一号(1919年7月)、原伝蔵「明治二年公議所に於ける特殊…問題」同三号(同9月)及び尾佐竹猛「絵多比人の称号廃止に就いて」歴史地理、第三十四巻第五号(1919年11月)を参照。

尾佐竹は見落としているのである。新平民に対する非道な身分差別が開始されるのは帝国憲法の発布によってである。日本一の大だぬきである徳川慶喜に誑かされた岩倉具視の怨念がそこに込められていたことは今更言う筈もないことである。岩倉にとっては明治天皇が神武天皇の再来であるとひとすに信じ込む以外に自らの矜持と面目を保つ道は残されていなかったと言うことの様である。

更に尾佐竹猛 1925「絵多比人の称号廃止に就きて」(同『明治四年専称廃止布告の研究』解題礪川全次、批評社、1999。所収)参照。なお論文名や書名に含まれる差別的な文字の使用を避けるために絵や比といった借り名や専といった字音を使って見た。

の史実である。⁽¹²⁾

- (12) 田中光顕が明治四年八月に大蔵省の戸籍頭になった折に「階級打破」つまり封建階級の打破という身分差別の撤廃を実行したと回想しているが、この際には加藤弘之が公議所に提案した「非人穢多御廃止之儀」を目にしてそれに触発された公算が高い。『伯爵田中青山』1027頁以下には次のようにある。

「次に階級打破の御話を伺ひ度うございます。

維新の時には一番初めに慶喜が政権を返上し、それが御受納になり、それから直ぐに摂籙門流を廃すると云ふ事になった。是が階級打破の第一着手である。何故それを廃したかと云ふと、それに就ては左大臣とか右大臣とか云ふものは皆摂家でやつて居た。…三条公は清華、岩倉公は平公家と云ふ子爵の家であるから元の摂籙門流があつては左大臣にも右大臣にもなれない。であるからして朝廷で之を廃したのである。さうして三条公は太政大臣になり、岩倉公は右大臣になって、明治新政府の柱石が出来た訳である。こふして上だけは階級を打破したが、下の方は依然たるものである。それから明治四年に僕が初めて戸籍頭になった。是は読んで字の如く、総て武士でも百姓でも穢多でも華族でも、皆司るのである。其の前は民部省で戸籍のことをやつて居たのであるが、民部省が廃止になつて大蔵省に移り其戸籍頭に僕がなつたのである。そこで穢多と云ふものがあるだろう。是がまるで人間であつて人間扱ひをされない。

既に上の方の差別が無くなつた以上下の方で斯う云ふ差別があつてはならないと云うので、僕が議案を書いて戸籍寮中の議を纏めて、それから其の時は井上（馨）が大蔵少輔であつたが、それを見せたらば、よいと云ふ。それから大蔵卿の大久保もよいと云ふ。それから三条内閣に持つて行つて参議の議に附したが三条公も岩倉公も維新前から心安い。木戸とか大久保とか西郷なども皆心安い。唯だ知らぬのは肥前の人々で殆ど知らない。大隈にせよ、副島にせよ、其の時に初めて会つたのであるが、皆印を捺した。さうしてずつと判を取つて、それから土方が大内史と云つて書記官長官であつたが、土方に頼んで、御裁可を仰ぎ穢多非人の称を廃する布令が出た訳なのだ。…唯だあの時に大隈と副島にあの議案を見せたらば、大隈はよいものであると云つて印を捺したのであるが、副島は何にも云はない。唯だ印を捺しただけである。それは僕がやつたのである。」土方とは土方久元のことである。廃止令を押し進めたのは自分であつて副島種臣はただ黙って印を捺しただけであると田中光顕は強調する。

「けれども其の時分に穢多を廃すると云ふ事は大変な御英断だったでせうね。それは英断である。中々英断である。」廃藩置県が絶好の機会をもたらしくれた。そのチャンスに最初に気づき生かしたのはこの私である。自負に溢れた発言である。

明治維新は絶対王政の成立か市民革命かという論点がある。私見は次の通りである。明治維新は市民革命であった、それも二段階の革命であった。慶応四年にまず江戸革命が起こった。次に明治四年に廃藩置県と呼ばれる全国的な市民革命が実行された。わかりにくいのは江戸革命である。⁽¹³⁾これは徳川領国内で行われた市民革命であった。徳川慶喜という絶対王が自ら公方職を辞して家臣団を解散するという奇策に出た。徳川慶喜は辞官納地という無理難題を換骨奪胎して、徳川家を解散し、領地を新政府に納入することを決断して実行に移した。しかも密かに少年天皇を江戸城に誘き寄せて、いわば後任の公方に据えるという秘策に出た。徳川家の家臣団を解散すると旗本八万騎を誇った封建階級が封建的な特権を奪われ歴史的な没落を余儀なくされ消滅することになる。

これが江戸革命である。一方、御家人たちは一旦は俸禄を絶たれ失業するものの市民階級の一員として復活する道が用意される。徳川家の御家人や江戸町人や関東の地侍といった前期的な市民階級は却って活躍の機会が広がることになる。こうして徳川慶喜という絶対王が治めた徳川領国は少年天皇が立憲君主として治める東京王国へと変身し発展を遂げることになる。絶対王が自ら退くという変わった形の市民革命が実行されたわけである。東京王国は明治四年の廃藩置県まで存続し、日本王国に発展的に解消する。

旗本八万騎という封建階級が没落した結果、封建制度の支持者たちの力はすっかり衰え、維新の改革が次々進んでいく。明治二年には版籍奉還が実行され、王政復古の法理が確立し定着する。徳川公方家が消滅した結果、諸国の大

(13) 江戸革命は徳川慶喜が江戸城に入城した慶応四年一月十二日に始まり、江戸が東京と改称された慶応四年七月十七日に終結する。うち徳川慶喜が江戸を退去した四月十二日の前日までが江戸王国の段階であり、四月十二日から七月十七日までが江戸共和国の段階である。江戸王国の君主は徳川慶喜であるし、江戸共和国は征討大総督であった有栖川熾仁親王が將軍格として、水戸に退去し謹慎していた徳川慶喜が副將軍格として、共和した国である。いわば公武合体した国であった。江戸が東京と改称され、三条実美が鎮將に任じられた慶応四年七月十七日に終結し、東京王国に発展する。年少の天皇がもし気に入ればそのまま東京王国の君主となるという段取りであった。

名と新政府の関係は不透明かつ不安定そのものであったが、版籍奉還により本居宣長の唱えたみよさしの法理を全国の大名たちが受け入れる運びとなる。大名は藩を知らず知藩事となる。更に明治四年には廃藩置県という名の全国規模の市民革命が実行される。ご親兵という名の市民革命軍の圧力は絶大であり、全国の大名家が悉く廃止され、封建制度の最後の支柱である藩が跡形もなく崩れ去ることとなる。かくて華やかな文明開化の時代が訪れるわけである。

身分差別の撤廃は市民革命の著しい指標となる出来事である。まず江戸で絵多と言う身分差別の解体が実行された。次いで四年後に比人にもまた全国にも拡大した。西周助が和蘭で学んだ「性法説」に説く万人の平等と言う思想がその威力を発揮し始める。

江戸革命は英国の名誉革命に似ているとも言えよう。どちらも旧国王に代わって新国王が登場して立憲君主制を確立する政治変革であった。違いは次の点にある。英国では旧国王は追われたが、江戸では旧国王は自ら退いている。徳川慶喜は実は自らも立憲君主になることに憧れを抱いていたのかも知れない。

「広く天下の公議を尽し」という大政奉還の上奏に見られる思想は「広く會議を興し」あるいは「列侯會議を興し」「万機公論に決すべし」という五箇条の盟約や御誓文に引き継がれて行く。岩倉具視のごとき独断専横なやり方に対して、手順と議論と多くの納得を大事にする政治のスタイルは、立憲制の根本的な信念に通じる政治の新機軸であったのかも知れない。先王の道に基づき徳川家の私に対して天下の公を対置した横井小楠の思想は西周助の思想でもあった。

徳川家康は徳川の世を創った。徳川慶喜は徳川の世を終わりとし、東京時代を切り開いた。徳川慶喜は徳川家康に勝るとも劣らない卓越した政治家であった。⁽¹⁴⁾

-
- (14) 尾佐竹猛の大政奉還論はまるで大政翼賛論そのものである。「無条件の大政奉還」といった奇怪な理屈を並べている。モンブランの日本論を暗黙の前提として下敷きにしているために、こうした断定的な物言いが成り立つことは見やすい。尾佐竹猛はモンブランの日本論を鵜呑みにしているのである。尾佐竹が手に入れたと言う『仏人モンブラン新説書』と言う題の写本の奥書を見ると、この写本はモンブランが佐々木高行と海援隊に贈呈した著書の翻訳である。佐々木高行らの手には負えず、フルベッキに翻訳を頼んだものの、十分な時間が取

版籍奉還の法理を確認して置こう。大名家によるみよさしの法理の受け入れ

れないと言うことで、モンブランの知り合いのフランス人と覚しい「ロハコフキ」Lofhakovsky?を相手に口頭で意識をした際に、傍にいた「基」こと佐々木高行が聞き書きを書き取ったものである。「慶応丁卯冬十月 崎陽、勿爾襪某ノ客館ニ書ス」と見える。長崎にあったフルベ某の館で聞き書きが行われたことが判明する。モンブランの別の知り合いである「友人メルメット氏曰ク、日本ハ凡テ諸侯ノ合従国ニテ、天子上ニ在ツテ之ヲ総ブ。広メテ之ヲ見レバ大君モ薩摩加賀長門ノ如キ一國主ナリ。往時ハ関東ノ威力他ノ諸侯ヲ圧シ、今ニ至ツテハ他ノ諸侯ヨリ関東ヲ恐怖セシム。世体大ニ変遷セリ」天皇はローマ法皇のごとき祭主ではなくて、封建諸侯を総べる神聖ローマ皇帝の如き君主である。これがモンブランの新機軸であった。

佐々木高行がモンブランについて回想を残している。「白川の紹介で、仏人のモンブランに面会して、薩の浅倉省吾の通弁で、種々議論を聞いた。同人は岩下と同船して来朝したのだ、仏国の貴族で勤王論を主張して居る、一体仏国は佐幕論であるが、同人は反対の主義である処からして薩人とも昵懇にした。松の森の千秋亭、吉田屋等で会宴したり、或は直接往来して、色々と談話を聞き、大に新智識を得た。彼の書物の講義も聞き、著述も貰ひ、また其談話を筆記して之を聞書と命名して四冊ばかりの物を拵えた。此聞書は当時にあつては非常に有益なるものとして珍重せられ、自分は国許にも送つてやるし、また前田に托して太宰府にも送るし、夫から君侯が御覧になりたいからと云ふて渡辺から希望されてやつたり、芸藩の石津大蔵からも懇望されてやつた。大分方々に広かつた。モンブランの紹介で他に同国人三人とも交際して事情等も聞いたけれども名前は忘れて了つた」（佐々木老侯昔日談）。ロハコフキやメルメットのことであろう。松の森は長崎天神のある処である。『仏人モンブラン新説書』は聞書の中の一冊であろうか。

モンブランの新説の中には至って当てにならない風説も含まれているが、尾佐竹猛はこうしたいい加減な風説に飛びついてしまう。「此条約ノ一事ヲ千八百六十七年正月ニ於テ万国ニ布告セシ。此布告後二月ニ関東ノ主則將軍ハ大阪ニ於テ死セリ、…実否分明ナラズ、御三卿ノ中ニ於テ一橋ト称セルカ此職ヲ襲フタリ。此將軍素ヨリ兼ネテ才略名アレトモ確乎タル心胆ナク、事ニ当ツテ動揺スル故ニ兵事ニ於テハ不適當ノ人ナリ」慶応三年二月に死んだというのは孝明天皇のことであって、第十四代將軍徳川家茂は慶応二年の八月に死去している。將軍の死と天皇の死を混同する類の風説までモンブランは持ち出しているのであるが、尾佐竹はこうした風説に飛び付き抱きついてしまうのである。「これは將軍慶喜の性格を道破したる至言である。これ程明快に慶喜の短処を指

表明である。大政奉還の模倣である。「公卿列侯ヲ廢シ華族トスル」。祭政一致の政体の創出である。公卿という禁裏御所の地位と列侯という世俗の地位とを一括して宮廷貴族に並べ替える施策である。東京で行われている所が肝心である。法理が受け入れられているだけで、実態はまだ府県と藩が併存する分散的な政治秩序が存続しているところは見逃せない。公議所の意見分布を見ても「御国制改正ノ儀」に賛成のところは四十藩と昌平校だけであって全体の二割にも満たない。越後の新発田藩の京都留守居であった寺田喜三郎に宛てた、非役となった元家老の溝口半兵衛からの書簡を見る限り、「藩」や「知藩事」といった言葉が新造語として空中に舞い上がっているだけであることが見て取れる。だが「諸侯之領知を剥き、奸臣欲を恣ニスルノ陰謀カとも難斗」といった懸念もまた発生しているところは見逃せない。⁽¹⁵⁾江戸徳川家が目の前で解体する

摘したるのは／書は他に其比を見ない。」とやや昂った様子で何やら高揚して語っている。だがこれは元々は將軍継嗣を巡って家茂の擁立を図った井伊直弼を筆頭とする紀州派の見解であって、恐らくは篤姫あたりから薩摩に広がった見立てであるが、事実は真逆であった。徳川慶喜は深謀遠慮の人であるし、熟慮熟考の人ではあっても、優柔不断では全くない決断の人であった。頑として恭順を曲げずに貫いている一事をみてもそれは明らかである。

尾佐竹猛の大政奉還論は単なる思い込みに過ぎない何の根拠もない曲説であり佞説であった。それはモンブランの新説に支えられて奇怪なまでに成長した復古国学の醜惡な到達点に他ならなかった。「無条件の大政奉還」とは盲目的な復古国学の信奉ということである。

実際には天皇は平安中期まではフランス国王の如き君主であったが、平安末期から鎌倉そして室町初期にかけては神聖ローマ皇帝の如き封建諸侯を束ねる皇帝であったし、室町中期からはローマ法皇の如き祭主であったとする西周の見解が的を射て居るのであって、議題草案が歴史の事実に即した優れた国制草案であった。こうした歴史認識に立って徳川慶喜は祭主である天皇に君主を兼務させるという秘策を思い付いたわけである。かくて天皇將軍が誕生する。明治天皇は皇族方には珍しく体格の良い相撲のような格闘技にも長けたスポーツマン・タイプのいわゆる体育会系の青年であったので、君主にも向いていたわけである。

- (15) 青山忠正「版籍奉還と公議」<https://archives.bukkyo-u.ac.jp> 参照。「御国制改正ノ儀」は木戸孝允の提案に出発する急進的な郡県案である。

のを見ているだけに懸念は深刻である。実際には禁裏御所の役職の空想的な再編に過ぎないものの、みよさしの法理を受け入れる以上は「辞官納地」という無理難題を吹かけられる危険がないとは言えない状態であった。

版籍奉還に続いて大久保利通と大村益次郎の間で激烈な論争が行われた。明治二年六月二十一日から二十五日にかけてである。建軍策をめぐる論争であった。大久保利通の案は「諸道現兵ノ内」から建軍するという穏健な提案であったが、実際には「藩兵を外にし農兵を専親兵とする」大村益次郎の唱えた農兵案が廟堂の賛同を得ることとなった。⁽¹⁶⁾

太政官会議に於ける論争の帰着点を確認して置く。王政復古がついに実現して兵部省の設置に至る。仁和寺の宮を兵部卿とする。大村益次郎の国家構想が政治的に勝利したことを意味する改革である。大村益次郎が兵部大輔に任官して仁和寺の宮を補佐する体勢が整ったということである。

江戸革命により封建階級の抵抗力は根こそぎ削減されてしまっていたのである。

江戸革命の到達点を示す出来事がある。

学神祭である。

明治二年八月二日に大学校は開校に先立って学神祭を行った。「八月五日大学校御開校二付、明後二日辰上刻御祭典御執行相成候間、諸官員非役華族并諸官人参拝可為勝手事」と七月二十九日に布告が出された。八月一日の夜には学神が神祇官から大学校に渡御し、翌二日辰の刻より祭典が執行された。当時の記録を散見する。

八月朔日快晴、第二字ヨリ大学校エ出席、今日学神神祇官ヨリ遷座之事
(中略)

学神ハ八意思兼神、久延毘古神、御神体御鏡二面

是迄之昌平校ハ大学校代ナリ、追而神社御造立迄ハ上段ノ間床ノ上ニ御鎮

(16) 蓮沼啓介 2020「山田顕義と西周 ― 日本陸軍の設計者は誰か ―」(日大)法務研究17、82頁。新編西周全集第四巻解説も参照されたい。

座、大小丞

以下教官得業生ニ至ル迄門外ニ御出迎、秋月殿始め式台迄

神祇官ヨリハ北小路神祇大祐護送ノ事

八月二日 午後ヨリ雨

曉第三字出門大学校エ出頭之事

勅使綾小路某ナリ、御門内迄御出迎御先立致シ、御式台ニテ落ツ、秋月殿
豊岡殿沢殿ハ

式台ニ御出迎、夫ヨリ秋月殿御先立御案内ノ事、大少丞以下昨夜ノ通り門
外ニ出迎、

御帰ノセツハ少丞以上式台下座敷。博士以下門内ノ事

第十一字御祭典始リ、神祇官ヨリ福羽神祇少副為検考出席之事

一同赤飯ヲ賜ヒ、第二字一同退散

右は大学大丞であった仙石政固の日記の一節である。⁽¹⁷⁾

当時学生の一人として式に列した高橋勝弘の「昌平遺響」に次の記事がある。

昌平大学は素と旧幕にて主として漢学修業の為め設けしものにて、維新後
も初めは同じ方針なりしが、間もなく王政復古の勢にて、国学又は皇学と
云へる一派の者当校に入り、教官にも平田鉄胤、相州大山の神官権田直助
などの諸氏博士となり、榊原芳野氏及黒川真頼氏など助教となりしより、
此派の勢盛にして遂に皇学を以て根本となし、漢学を以て補翼となすと云
へることを庚午学則の首に掲ぐることゝなり、大成殿の聖像は蛛網に鎖さ
れ顧る者もなく学の神を祭るべしとて明治二年(中略)其式を行ひ、八意思
兼命を新築大講堂に祭り、朝廷よりは綾小路殿を勅使として遣はされたり。
時に平田博士は白鬚々として衣冠を着け、いと悦ばしげに之を迎へ、学官
一同青絹の長袖を着け、大小丞以上はいかめしく出立ち、供物を三盆に盛
り、之を捧ぐるときは皆白紙を以て口を蔽ひ席上膝行して相授受する様い

(17) 大久保利謙 1944「明治初年の学神祭」(尾佐竹猛編『明治文化の新研究』亜細
亜書房。所収) 171～2頁。秋月種樹が大学少監であった。

と異様に見えたり。学神の大前には荒筵を敷き、上には締縄を引渡せり。此の如くして古来の漢学校も俄に社務所の如くなり、何故なるか教官十二名講堂に机を控え居れども、誰も質問に出づる者もなく、頓て本校は廃せられたり。(前掲、172頁)

学神祭を挙行する。その意味合いは二つあった。まず新都の選定である。次に旧都の廃止である。学神祭は場所が大事である。大学校は都に置く。これが律令以来の決まりである。湯島の聖堂に昌平校があった。昌平校の後身が大学校とされた。従って要は東京が都に選定されたということである。東京は新しい都であるし東の京である。これは学神祭に招聘された学問の神様たちが認めるところである。

大学校は何をするところか。「天地の公道」を学び取るところである。その方法は古事記と古語拾遺の研究である。それを超えた知識はどこから得るか。漢学と洋学による。それを本教学つまり皇学が主導する。ここまでは良いが、掛け声倒れになる。これは理想にすぎない。皇学は実際には漢学とは剃りが合わないし、洋学とは衝突が起きる。

「皇国学神ヲ祭り、孔廟釋奠御廃止ノ事」と言う学業の方針は多くの漢学者や集議院の議員の受け入れるところとならず、大学校の運営は初めから頓挫することとなる。翌三年二月に発布された「庚午学則」大学規則の施行は延期され、五月四日には「大学規則」に対して不満を表明する長文の建議書が、大学別当である松平慶永宛に提出された。大学は松平春嶽を筆頭とする洋学派と学校掛の参議である副島種臣を頭にいただく国学、漢学派の連合軍とに真っ二つに分裂し、両陣営の激しい思想衝突の場と化してしまっただけである。こうして大学校は明治三年七月には廃止されてしまう。皇学派の指導はあっけなく空中分解してしまうのである。⁽¹⁸⁾

(18) 大久保利謙1943『日本の大学』創元社、235頁。また蓮沼啓介1987『西周に於ける哲学の成立』有斐閣、227頁注(8)及び252頁注(2)参照

これは深刻な事態であった。何故ならば、律令制度の根幹には儒教精神が横たわっているのに、その儒教の祖である孔子の祭典を大学校から排除する企てが功を奏し、大学校は廃止の憂き目を見ることになってしまったからである。かくて律令制度の最末期の形態であった禁裏御所の存立基盤が完全に空洞化する運びとなる。禁裏御所が衰退し消滅する。禁裏御所のない京都はもはや京でも都でもない。あとは廃都が待っているだけである。

遷都が行われてはいないのに、京都はいつしか都ではなくなってしまう。新都が創られ、旧都が廃れる。まるで遷都が実行されたかのような結末が待っている。

徳川慶喜の秘策が実現したということである。少年天皇を新しい将軍（＝公方）とする。明治天皇は江戸城に入城し、名を改めた東京城を居城とした。東京王国の新しい君主となる。立憲君主である。武力は持たない。祭主として持っていた精神的な権威だけで統治を行う。五箇条の盟約がある。いわば少年天皇と前の征夷大將軍との間に結ばれた盟約である。

実際には何の儀式もなく新聞紙上に先に掲げた盟約の段取りが掲載されただけであったが、東京の市民は物静かに新しい立憲君主の到来を受け入れたわけである。

王政復古は間も無く内部崩壊を遂げ自滅する。まず大村益次郎が刺客に襲われ、一命は取り留めたものの、病死する。大村益次郎の建軍構想は闇に葬られてしまう。次に広沢真臣が暗殺される。王政復古の立役者たちが次々と倒れてしまう。平田派の国学者たちは行き場を失ってしまう。島崎藤村作『夜明け前』の主人公である青山半蔵の後半生は皇学派の自壊し自滅する有様を活写して人々の記憶に刻印する屏風絵であった。⁽¹⁹⁾

(19) 『夜明け前』は歴史小説としては失敗作である。特に後半がお粗末であり腰折れである。下巻では次第に狂っていく青山半蔵ではなくてその次の世代である半蔵の長男と弟たちを主人公に据えれば良かったのである。長男は伝統のある馬籠宿の本陣をたたむという辛く苦しい偉業を成し遂げる。弟の一人は文筆家として世に出る。はじめは叙情詩人として後には社会派の小説家として思想小

東京王国は元の徳川領国である。徳川慶喜が江戸徳川家の家臣団を解散した。これは市民革命である。旗本八万騎を誇った封建階級を消滅させた。徳川本家は駿府へ移住した。彰義隊の反抗を除けば流血の惨事が生じない無血革命であった。

東京王国はかつての徳川家と同様に大政すなわち全国政治を支配し、諸大名を統括した。

江戸を本拠地とする封建勢力が解体した結果、一気に王政復古が実現するに至った。版籍奉還である。それぞれの大名家が独立に行った大政奉還である。大名は知藩事に変身する。祭政一致の神聖王国の頂点に立つのは少年天皇であった。東京王国では立憲君主であったが、全国的には絶対王であった。絶対王であった少年天皇の命を受けて、全国の知藩事はその家臣団を解散する。廃藩置県である。これは全国的な規模で実行された市民革命である。上級武士という封建階級を一気に解体する歴史的な大事件であった。底辺身分も解放される。絵多や比人という名称に込められた身分差別が一挙に撤廃される。四民平等の世の中の到来である。二十歳の青年が実行した輝かしい実績である。それまで東京王国に局在していた文明開化が全国に広がり及ぶ。文明開化の時代が始まるのである。

文明開化は明治十八年まで急進する。文明開化という名の日本の市民革命に対する最大の反動は大日本帝国憲法の発布であった。文明開化の到達点はハーバード・スペンサーが『社会平権論』に展開した社会進化論の受け入れであった。

説に挑むという筋書きが可能であった。『破戒』がどうして又必要になるのか。迫り来る身分差別の復活を前に、真実を語れというキリスト教の戒律と理不尽な迫害に負けずに身を守れという基本権の主張と行使とを両立させる道筋を探し求める思想の魅力とその苦難を高く掲げればよかったのである。